

埼玉県における令和3年10月1日以降の段階的緩和措置等について

政府対策本部は、本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言について、令和3年9月30日をもって解除することを決定しました。

そこで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項等の要請を段階的緩和措置等として実施します。

再度の感染拡大を防ぎ、県民の命を守るため、以下のとおり協力をお願いいたします。

※使用制限を要請する施設の例については[こちら](#)

1.対象区域 埼玉県全域

2.実施期間 令和3年10月1日（金曜日）から令和3年10月24日（日曜日）まで。ただし、

[「イベント等の開催制限」](#)については、令和3年10月30日（土曜日）までとする。なお、これらの措置等は

「ステージ2相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、感染状況等に応じて必要な見直しを行う。

※9月30日までの要請内容は[こちら](#)

※緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の推移については[こちら](#)

3.県民に対する要請等

特措法第24条第9項に基づく要請

- 外出については、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。特に、午後9時以降の外出を自粛すること
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を自粛すること
- 企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえ、柔軟な働き方を行うこと

その他のお願い

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること（飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店を利用いただきたい。）・飲食を主として業としている店舗及び結婚式場においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用を自粛すること・飲食の際は120分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること・会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内（同居家族及び介助者を除く。）とし、ホームパーティは自粛すること